

# 令和2年度から令和6年度までの 石油・LPGガス備蓄目標（案）について

令和2年7月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

# 1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設。

## 石油備蓄目標の策定の流れ

石油備蓄目標  
(案)の策定

経済産業大臣

諮問

答申

総合資源エネルギー調査会

付託

付託報告

資源・燃料分科会

石油備蓄目標の審議

## ■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)

第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。

一 備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

# 2-1. 我が国の石油備蓄の現状

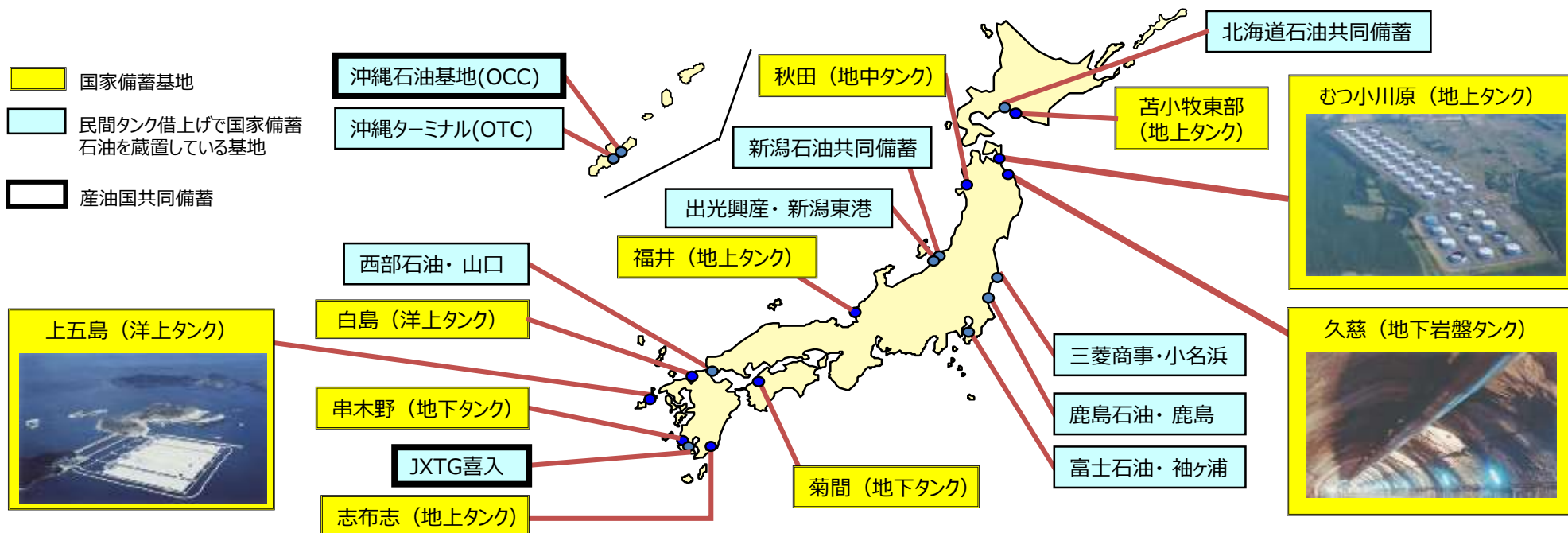
● 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）とサウジアラビアとの間で2009年以降開始した「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：原油4,675万kl・製品 143万kl (IEA基準：118日分、備蓄法基準：139日分)
- ・民間備蓄：原油1,616万kl・製品1,650万kl (IEA基準：83日分、備蓄法基準：97日分)
- ・産油国共同備蓄(※)：原油187万kl (IEA基準：4日分、備蓄法基準：5日分)

(令和2年4月末時点)

## (参考) 我が国の国家備蓄石油の蔵置場所 (原油)

国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。

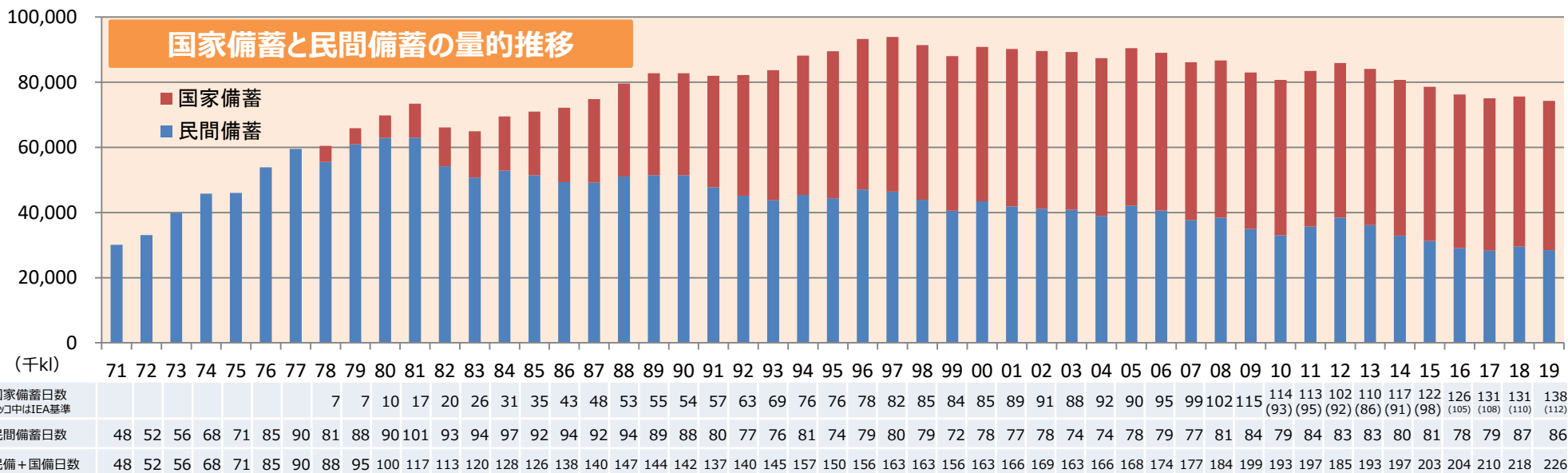


(※) 産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることができるもの。エネルギー基本計画（平成30（2018）年閣議決定）において「第3の備蓄」と位置付けられている。

# 2-2. 我が国の石油備蓄の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始。（60日備蓄増強計画）
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成 5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
- 平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。
- 平成27（2015）年：資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量」を確保することとした。

国家備蓄と民間備蓄の量的推移



※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

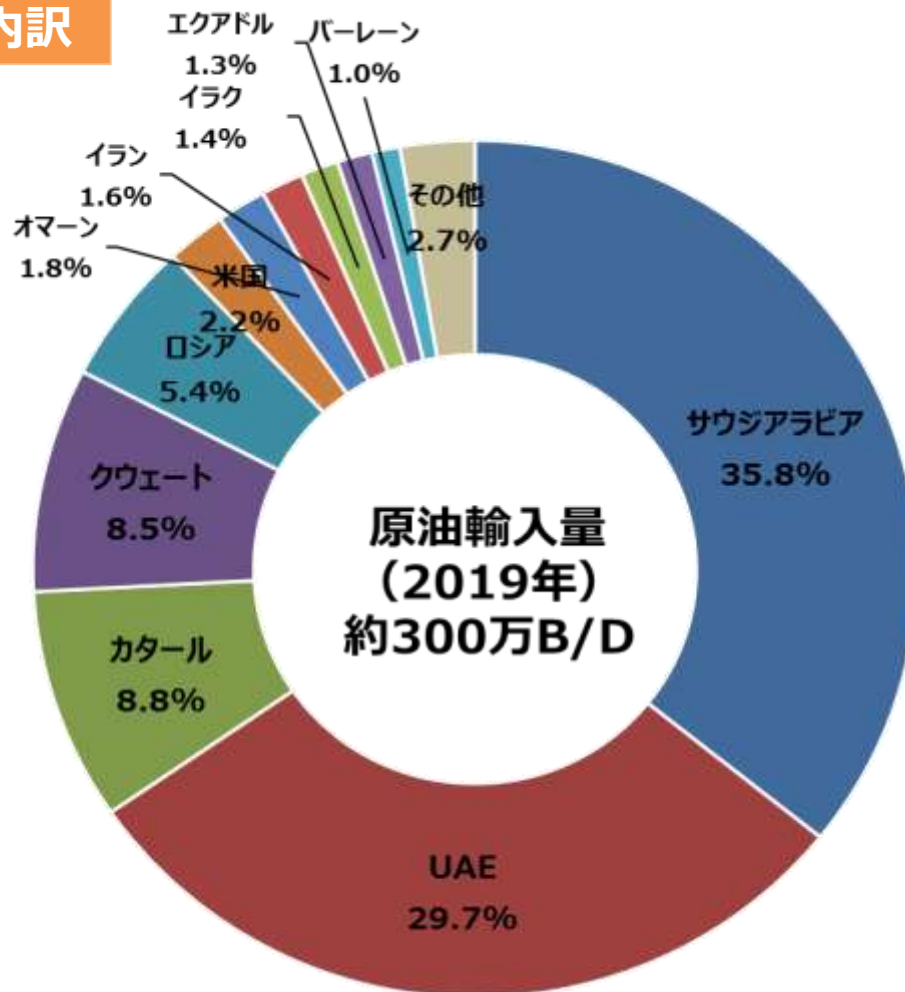
※民間備蓄量（日数）は、基準備蓄量（備蓄義務日数）と民間在庫量（日数）の合計。

※産油国共同備蓄は、平成21（2009）年より事業を開始しており、概ね3日程度分を維持。

## 2-3. 石油備蓄を巡る昨今の情勢①

- 我が国の原油輸入における中東依存度は約88%であり、中東情勢の不安定化等による原油調達の不確実性が高い。

### 我が国の原油輸入先内訳



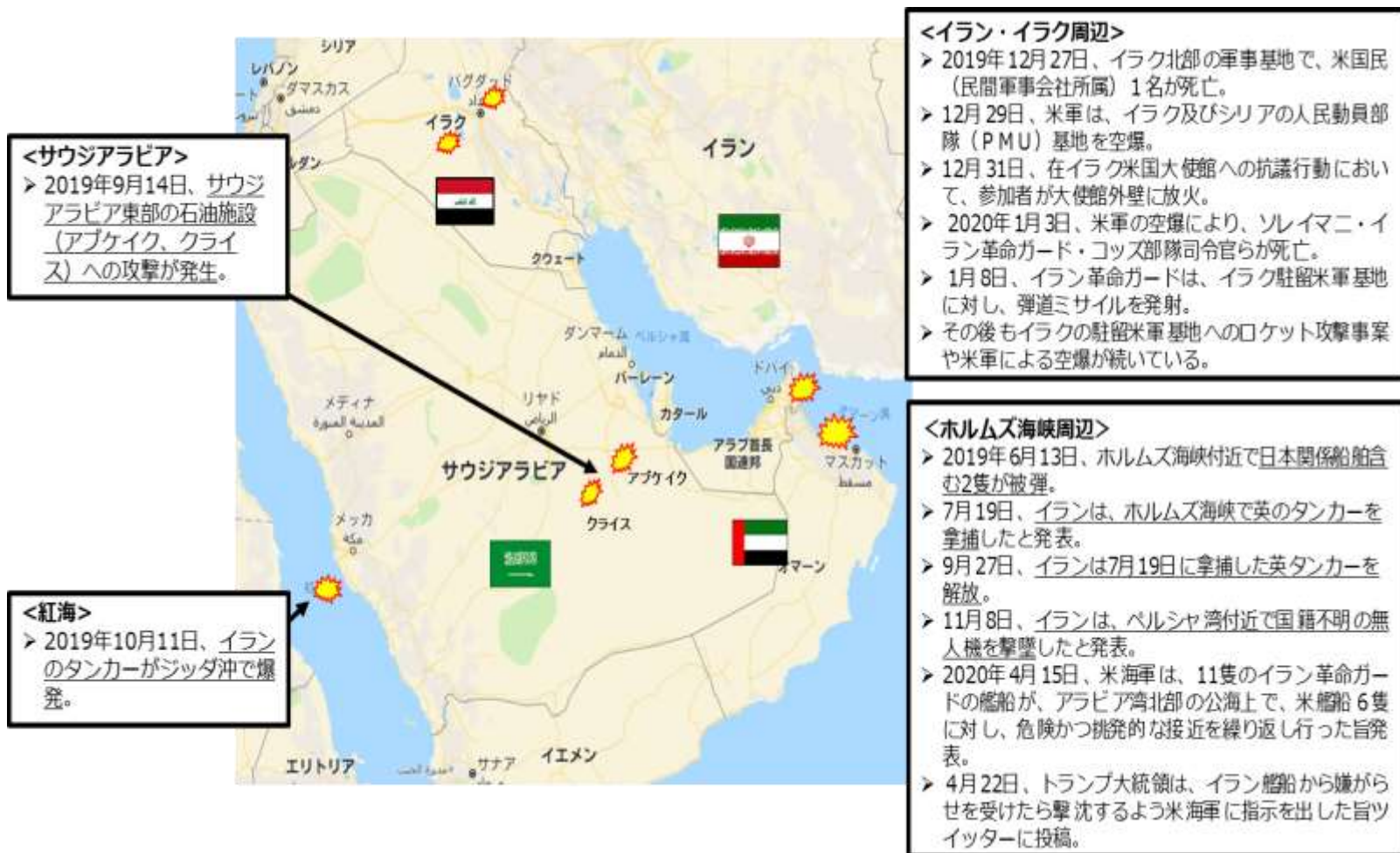
(出所) 財務省貿易統計



## 2-4. 石油備蓄を巡る昨今の情勢②

- 昨今、中東地域においては、地政学リスクが増大しており、石油の供給制約が長期にわたって発生する懸念や、これらが多発的・連続的に発生する蓋然性が高まっている。

### 中東情勢の緊迫化につながる最近の主な事案



## 2-5. 今年度以降5年間の石油備蓄目標の考え方

### (1) 目標設定の基本方針

- 我が国の石油輸入における**中東依存度の高さ**や**供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。  
今後**有事における国民生活を支えるため**、**現状の石油備蓄水準を維持**していくべき。

### (2) 目標設定の前提

#### 【民間備蓄】

- 石油備蓄法令により、石油精製業者等の基準備蓄量の合計は、**我が国の石油の消費量の70日分**と定められている。

#### 【国家備蓄（及び産油国共同備蓄）】

- 国家備蓄はこれまで約5,000万klの数量を維持してきたが、平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示され、平成27年度の目標策定以降、国家備蓄は「**産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量**」を確保することとしている。

## 2-6. 令和2年度～令和6年度の石油備蓄目標（案）

### ① 備蓄の数量

以下の量を下回らないものとする。

国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分（IEA基準）程度に相当する量。

民間備蓄：消費量の70日分に相当する量。

### ② 新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし



# 3-1. 我が国のLPガス備蓄の現状

- 我が国のLPガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきLPガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：139万トン（50日分）
- ・民間備蓄：142万トン（51日分）

（令和2年4月末時点）

## （参考）我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所



**七尾（石川県）**  
施設容量 25万ト  
備蓄方式 地上低温



七尾基地

**倉敷（岡山県）**  
施設容量 40万ト  
備蓄方式 地下常温



波方基地

（上：地上設備、  
下：地下岩盤貯槽）

**福島（長崎県）**  
施設容量 20万ト  
備蓄方式 地上低温



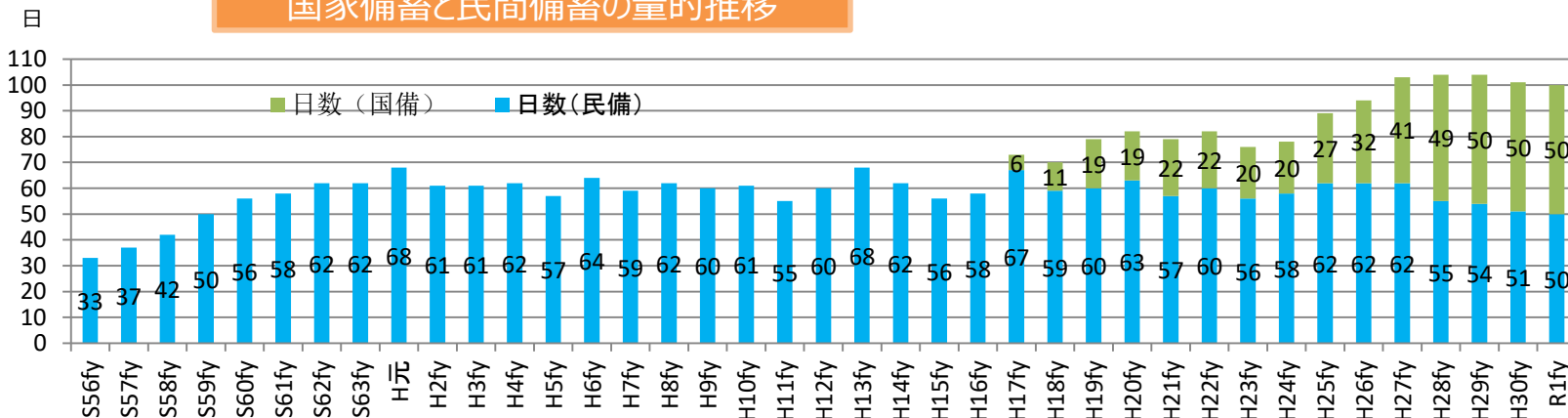
**神栖（茨城県）**  
施設容量 20万ト  
備蓄方式 地上低温

**波方（愛媛県）**  
施設容量 45万ト  
備蓄方式 地下常温

## 3-2. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に**民間備蓄義務（50日）**を開始。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、**輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標**を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成29（2017）年：7月に**輸入量の50日分程度に相当する量に国家備蓄目標**を変更。
- **平成29（2017）年**：11月に倉敷（地下）基地へのガス蔵置を以て、国家備蓄目標を達成。
- 平成29年(2017)年：12月に石油備蓄法施行規則改正。**民間備蓄義務日数を40日に引き下げ**（30年2月より適応）

国家備蓄と民間備蓄の量的推移



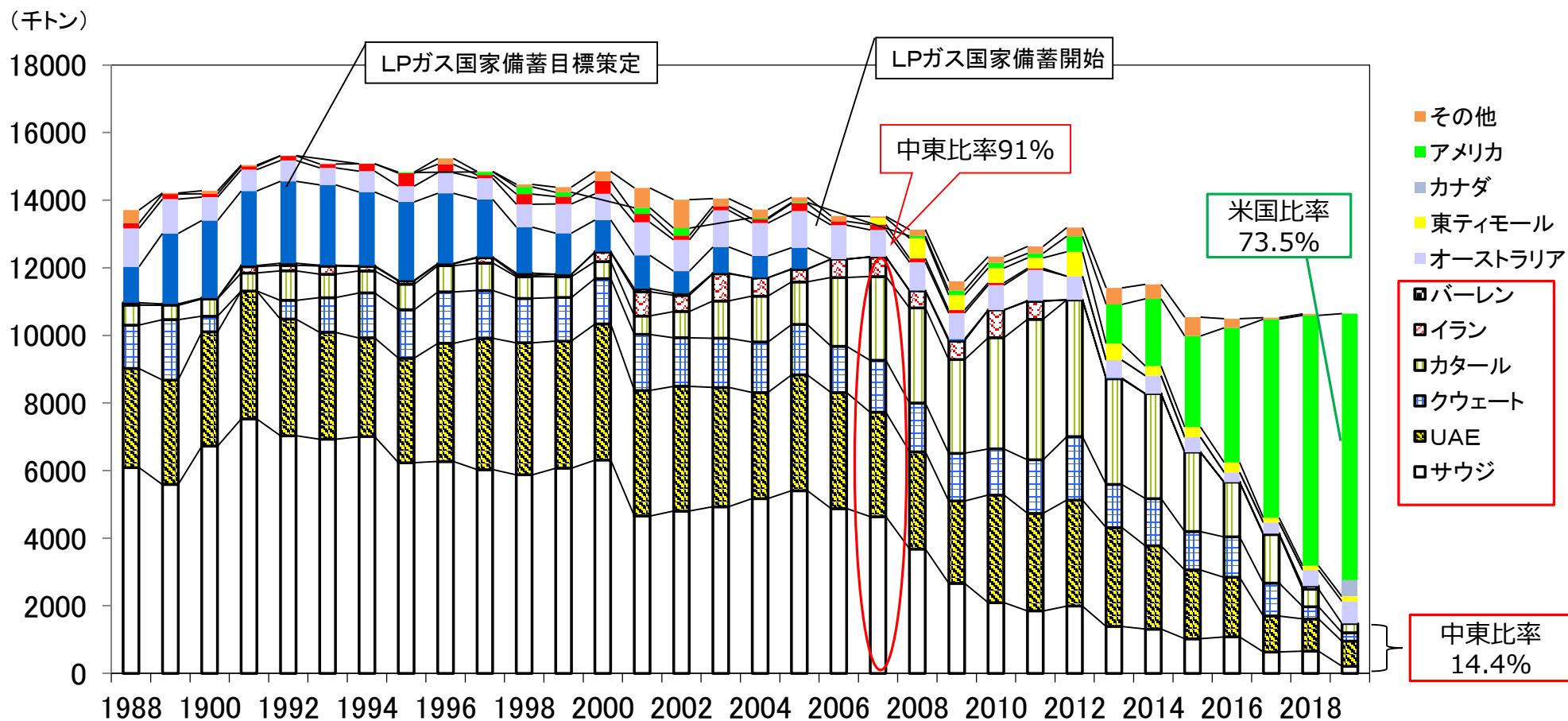
※国家備蓄、民間備蓄とともにグラフ中の数字は日数（備蓄法基準）

※民間備蓄量は、民間備蓄義務量＋民間在庫量の合計

# 3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢

- 近年、米国からの輸入（2019年度は米国が70%以上で第1位）に伴い、中東依存度は、ピークの2007年度91%から2019年度約14%に低下。
- さらなる調達安定化を図るため、調達国の多角化が進められている。

LPガスの輸入量と中東依存度



(出所) 日本LPガス協会資料

## 3-4. 今年度以降5年間のLPガス備蓄目標の考え方

### (1) 目標設定の基本方針

- 我が国のLPガス輸入における**供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。
- 今後有事における国民生活を支えるため、**国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日**となる備蓄水準を保持する。

### (2) 目標設定の前提

#### 【民間備蓄】

- 石油備蓄法令によりLPガス輸入業者の基準備蓄量の合計は、我が国LPガス**輸入量の40日**と定められている。

#### 【国家備蓄】

- 平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において「これまでの数量ベースから日数ベースに変更することとし、これまで140万tを目標に備蓄増強を行ってきたことを踏まえ、これに相当する**輸入量の50日分程度**の量とする」とした。

### 3-5. 令和2年度～令和6年度のLPガス備蓄目標（案）

#### ①備蓄の数量

以下の量を下回らないものとする。

民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量

国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量

#### ②新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし